



「ごめで済まない大人の社会」

人と人が生活している場面ではさまざまなトラブルが発生します。感情と感情がぶつかり合っ
て、相手を殴るとかに発展してしまうこともあります。こうなるともうトラブルでなくて犯罪で
す。また、ちょっとした不注意で他人の物や体を破損したり、傷つけたりすることもあります。
このように、日々の生活の中ではさまざまなトラブルがあります。

相手を傷つけてしまえば、傷害です。これは法律で禁止されている行為であり、この行為をす
れば刑罰もともないます。最近、ほとんどなくなりましたが、ちょっと前までは、喧嘩で相手
を殴って、相手をけがさせるなどの生徒間のトラブルがよくありました。殴った生徒が、「俺は
悪くない。相手が俺にちょっかいを出してきたんだ」と自分の行為を正当化しようとしても、他
人を殴る行為は暴行です。怪我をさせれば傷害です。これは犯罪です。話し合いで解決しないで
暴力に訴えたことは、謝罪するしかありません。殴られたほうは、医療機関に行つて診断書をと
つて、怪我を証明できれば被害届を出すことができます。こうなるとお互いの関係は被害者と加
害者の関係になってしまいます。多くのケースでは、そこまでの手続きをとらないで、相手に謝
罪をして、お互いの関係で被害届を出さないようにしてもらっているのです。これを示談とい
います。お互いの話し合いで解決しているわけです。

大人の社会では、相手のこともよくわかりませんし、深い関係でもありませんので、殴られた
りすれば、直ぐに被害届を出して法的な措置をとると思います。中学生や小学校の時には、お
互い様ということで、法的な手続きはとることはほとんどないです。しかし、もう、半年後に中
学校を卒業したら、そうはいきません。様々な場面で責任をとられたり、謝罪しても許されな
かったりすることが多くなってきます。

他人に迷惑をかける行為が「ごめんね」の一言ではすまなくなつてきます。もうすぐ義務教育
が終わります。3年生は、迷惑をかける行為が「ごめんなさい」ですまなくなることもあるとい
うことを意識して生活してほしいと思います。